

---

## 平成 28 年度税制改正に関する要望

---

日証協 平成 27 年 9 月

---

本協会、投資信託協会、全国証券取引所は、今般、「平成 28 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本要望は、我が国が経済の好循環を維持し、持続的な成長を実現するためには、「日本再興戦略」（改訂 2015）に盛り込まれた主要施策の実行に向け、投資による資産形成の推進、金融資本市場の魅力向上及び投資家の裾野拡大を図る必要があることから、①N I S A（少額投資非課税制度）及びジュニアN I S A（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化をはじめとした家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援、成長マネーの供給を促進するための税制措置等、②金融所得課税の一体化・損益通算の範囲拡大等により投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置等、③特定口座制度の拡充や社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用等による投資者の投資促進並びに利便性向上及び事務手続の効率化のための税制措置等について要望するものである。

## 平成 28 年度税制改正に関する要望

平成 27 年 9 月  
日本証券業協会  
投資信託協会  
全国証券取引所

我が国経済は、政府・日本銀行による大胆な金融政策、機動的な財政政策の効果に加え、スピード感を持った成長戦略の一体的な推進により多くの企業が過去最高の企業収益を記録するなど力強さを取り戻し、新たな成長局面を迎えつつあります。

政府の「日本再興戦略」（改訂 2015）においては、経済の好循環の維持、持続的な成長のためには「投資」が必要であるとされており、金融資本市場については「投資家にとって魅力ある」、「家計資産が成長マネーに向かう活発な」市場の実現を目指すとされています。

こうした認識のもと、この「日本再興戦略」に盛り込まれた主要施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

つきましては、平成 28 年度税制改正に関し、昨年から開始された NISA（少額投資非課税制度）が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう非課税制度の恒久化、拡充及び簡素化を図ることや、金融資産の世代間移転を後押しする相続税等に関する税制優遇措置など、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

### **I 家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援、成長マネーの供給を促進するための税制措置等**

#### **1. NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化**

- ① NISA 及びジュニア NISA について、中長期的な投資による資産形成の支援を目的としている観点から、非課税期間の恒久化を図ること
- ② NISA 及びジュニア NISA について、市場への継続的なリスクマネーの供給を実現する観点から、制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）を図ること
- ③ NISA 及びジュニア NISA の非課税期間の恒久化を前提として、スイッチング（NISA

口座及びジュニア NISA 口座で取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得をすること）を認めること

- ④ NISA 利用者の利便性向上の観点から、NISA 口座開設手続について、個人番号による重複口座確認を行うことにより住民票の写し等の提出を不要とすること。また、既に住民票の写し等により重複口座確認が行われている者が NISA 口座開設時又は番号法整備法の経過措置期間中に NISA 口座に係る個人番号の告知・税務署への提供が行われた場合には、改めて個人番号の告知等を不要とする措置を講じること

## 2. 確定拠出年金制度の拡充

確定拠出年金制度が広く国民に普及された制度となり、公的年金制度を補完するものとして十分に機能するよう、次の措置を講じること

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 拠出限度額については、マッチング拠出のあり方の議論も踏まえて、適切な額に引き上げること
- ③ 中途引出要件を緩和すること

## Ⅱ 投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置等

### 1. 金融所得課税一体化の促進等

- ① 投資者の積極的な市場参加を促す環境を整備する観点から、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、デリバティブ取引（注 1）を対象とするとともに、特定口座での取扱いを可能とすること

（注 1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算範囲に加えること

（注 2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ② 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を充たすものに限る。）について租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する「上場株式等」の範

囲に加えることにより、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

## 2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 投資リスクの軽減を図る観点から、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

## 3. 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

- 投資リスクの軽減を図る観点から、毎年確定申告を前提として、上場株式等の譲渡損失について、前年度への繰り戻し及び前年度の利益との通算を可能とし、納付税額の還付を受けられるようにすること

## 4. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- ① 上場株式（ETF 及び REIT を含む。）並びに公募株式投資信託については、他の相続財産と比較して、相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと
- ② 相続財産間の不均衡是正のために、相続税における物納財産としての上場株式（ETF 及び REIT を含む。）及び公募社債並びに公募証券投資信託の順位を国債・地方債・不動産と同様に第一順位とすること
- ③ 金融資産の世代間移転を後押しする観点から、親子二世帯等での上場株式等への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

## 5. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること

## 6. 投資信託・投資法人税制の見直し

- ① インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大による我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人が導管性を果たしつつ、恒久的にインフラ資産を過半数取得・保有することを可能とすること
- ② 投資信託に係る外国税額控除制度を改善し、併せて要件の見直しを行うこと
- ③ 日本株指数に連動する上場証券投資信託について、特定株式投資信託と同様に益金不算入制度の対象に追加すること

- ④ 投資法人に課せられている導管性要件について、判定式等について所要の見直しを行うこと
- ⑤ 投資信託等の投資対象である外国籍投資スキームの税制上の取扱いを明確化すること

### Ⅲ 投資者の利便性向上及び事務手続の効率化のための税制措置等

#### 1. 特定口座制度の拡充

特定口座の利便性向上の観点から、次の措置を講じること。

- ① 特定口座における譲渡損失の繰り延べを可能とすること
- ② 特定口座においてラップ口座を取扱う場合に、口座管理料及び投資一任報酬についても取得費及び譲渡に要した費用としての計上を可能とすること
- ③ 受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、課税上弊害がないことを要件として、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすること

#### 2. マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ① 投資者の利便性向上の観点から、個人番号が記載された支払調書及び特定口座年間取引報告書が税務署に提出されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること
- ② 個人番号の漏えいリスク等に鑑み、顧客に交付する支払通知書及び特定口座年間取引報告書に記載することとされている「個人番号」を削除すること
- ③ 個人番号等を授受する機会を極力回避し、漏洩リスクを低減させるため、証券口座を開設する際に、税法上の利子・配当等・償還金等・譲渡対価の告知を行った者（番号法整備法の経過措置期間中の告知を行った者を含む）が、その後に、NISA口座等開設時又は特定口座開設時又は先物取引の差金等決済時若しくは住所変更時等の告知を行う場合には、氏名・住所・生年月日の告知及び住所等確認書類の提示のみで、番号告知及び番号確認書類の提示を不要とする措置を講じること

#### 3. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- ① 外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う外国為替取引及び店頭商品デリバ

ティブ取引に係る証拠金から生じる利子を非課税とすること

- ② 租税特別措置法第 42 条の 2「外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例」の適用対象となる取引の相手方に「外国ファンド」を追加すること

#### 4. その他

- ① NISA 口座において株式等累積投資等で取得した上場株式(ETF 及び REIT を含む。)について、1 株 (口) 未満の端数についても他の非課税管理勘定に移管 (ロールオーバー) を可能とすること
- ② 「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」等及び「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」の記載事項である「移管を希望する年月日」を「移管を希望する年月日がある場合には、当該希望日」と改めること
- ③ 大口個人株主が受け取る上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の見直しを行うこと

以 上